

訴訟事件の判決及び同判決に対する控訴の提起について

【報告案件1】

- 1 事件名  
裁決取消請求事件（東京地方裁判所 平成28年（行ウ）第495号）
- 2 当事者  
原告 中野区民  
被告 中野区
- 3 訴訟の経過  
平成28年(2016年)10月25日 東京地方裁判所に訴えの提起  
平成29年(2017年) 6月28日 東京地方裁判所で一部却下、一部棄却判決の言渡し  
7月 3日 東京高等裁判所に控訴の提起
- 4 事案の概要  
本件は、原告が中野区福祉事務所長から受けた生活保護費の返還決定及び徴収決定の各取消し（5(1)のアからウまで）並びに当該徴収決定に係る徴収金について同福祉事務所長から受けた督促及び当該督促に係る審査請求に対し中野区長から受けた裁決の各取消し（5(1)のエ及びオ）を求めるとともに、当該返還決定等に係る返還金等の額が過大であり、原告は本来支払うべき額を超える支払をしたとして、被告に対し損害賠償請求権又は不当利得返還請求権に基づき、160万円の支払（5(1)のカ）を求めたものである。
- 5 請求及び原因
  - (1) 請求内容
    - ア 中野区福祉事務所長が原告に対し平成12年9月27日頃にした生活保護法第63条に基づき116万7,000円の返還を求める旨の決定を取り消す。
    - イ 中野区福祉事務所長が原告に対し平成17年6月28日頃にした生活保護法（平成25年法律第104号による改正前のもの）第78条に基づき105万1,570円を徴収する旨の決定を取り消す。
    - ウ 中野区福祉事務所長が原告に対し平成18年12月12日頃にした生活保護法第63条に基づき7万6,050円の返還を求める旨の決定を取り消す。
    - エ 中野区福祉事務所長が原告に対し平成28年3月11日付けでしたイの決定に係る徴収金のうち80万1,570円についての督促を取り消す。
    - オ 中野区長が原告に対し平成28年10月20日付けでしたエの督促についての審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す。
    - カ 被告は、原告に対し、160万円を支払え。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア (1)のアからウまでの決定について、決定された返還金及び徴収金の額はいずれも過大であるから、当該返還決定及び徴収決定は違法・無効である。

イ (1)のイの徴収決定は違法・無効であり、(1)のエの督促に係る未納金の額も過大であるから、当該督促は違法である。

ウ (1)のオの裁決について、正当な理由なく文書等の閲覧請求を拒んだ点などから、当該裁決には固有の瑕疵がある。

エ (1)のアからウまでの各決定に係る返還金及び徴収金の額はいずれも過大であり、原告は本来支払うべき返還金及び徴収金の額を超える支払をしており、その超過額は160万円を下らないことから、被告に対し同額の損害賠償請求又は不当利得返還請求をすることができる。

6 判決

(1) 主文

ア 本件訴えのうち、中野区福祉事務所長が原告に対し平成12年9月27日頃にした生活保護法第63条に基づき116万7,000円の返還を求める旨の決定、平成17年6月28日頃にした生活保護法（平成25年法律第104号による改正前のもの）第78条に基づき105万1,570円を徴収する旨の決定及び平成18年12月12日頃にした生活保護法第63条に基づき7万6,050円の返還を求める旨の決定の各取消しを求める部分を却下する。

イ 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 5(1)のアからウまでの各決定の取消しの訴えは、審査請求の前置がなく、かつ、出訴期間を徒過して提起されたものであり、不適法である。

イ 5(1)のア及びウの決定について、原告は、生活保護費を受給していた期間に、保険会社から損害賠償金及び損害のてん補金を収受しており、生活保護法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に当たるところ、中野区福祉事務所長は、原告が受けた収入額から処理基準に所定の金額等を控除して、返還金額を決定したものであるから、その金額を含めて、違法・無効とすべき事由はない。

ウ 5(1)のイの決定について、原告は、給与収入や損害賠償の収入を得ており、これらの収入について申告が必要であることの認識があったにもかかわらず、その収入を申告することなく生活保護費を受給したため、生活保護法（平成25年法律第104号による改正前のもの）第78条の「不正な手段により保護を受け」た者に該当し、また、同条に基づく徴収は、保護費の不正流出による損失のてん補という趣旨のほかに、不正受給者に対する制裁としての性質をも有するものであることを否定できず、必要経費を控除せずに徴収額を決定することにも相応の合理性がないとはいえないから、当該決定がこの点において当然に違法・無効の瑕疵を帯びるとまでいうことはできないため、その金額を含めて、違法・無効とすべき事由は認めら

れない。

エ ウに記載のとおり、5(1)のイの決定は、その金額を含めて違法・無効とすべき事由は認められないから、当該決定に係る徴収金の債権は、地方自治法第283条第1項及び第231条の3第1項の地方公共団体の歳入として、有効に成立したものと解される。そして、5(1)のエの督促が行われた時点の当該徴収決定の未納金の額は80万1,570円であったことが認められるため、当該督促は違法なものとは認められない。

オ 5(1)のオの裁決について、原告は裁決固有の瑕疵を主張するが、被告が行政不服審査法（平成26年法律第68号による改正前のもの）第33条第2項に違反して正当な理由なく文書等の閲覧の請求を拒んだと認められる証拠がなく、また、同法第25条第1項ただし書に違反して口頭による意見陳述の機会を与えなかったことについても、審査請求人又は参加人による口頭での意見陳述の申立てがあったことが前提となるところ、このような申立てがあったことを認めるに足りる証拠はないことから、当該裁決は違法なものとは認められない。

カ イ及びウのとおり、5(1)のアからウまでの各決定についてその金額を含め違法・無効とすべき事由は認められないから、当該各決定に係る返還金及び徴収金の額が過大であるということとはできず、また、これらの返還金及び徴収金について原告が本来支払うべき額を超える支払をしているということもできないため、原告の被告に対する損害賠償請求及び不当利得返還請求は、その前提を欠くものとして理由がない。

## 7 控訴の提起

### (1) 事件名

裁決取消請求控訴事件（東京高等裁判所 平成29年（行コ）第217号）

### (2) 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区

### (3) 控訴の趣旨

ア 原判決を取り消す。

イ 被控訴人は控訴人に対し、金160万円を支払え。

ウ 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

## 【報告案件2】

### 1 事件名

損害賠償請求事件（東京地方裁判所 平成28年（ワ）第40307号）

### 2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

### 3 訴訟の経過

平成28年(2016年) 11月30日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成29年(2017年) 6月29日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

7月 3日 東京高等裁判所に控訴の提起

### 4 事案の概要

本件は、平成21年に原告が自宅を建て替える際及び平成8年に訴外区民が自宅を建築する際に被告が行った本件2項道路の道路中心線として判定した位置は誤っており、被告が平成21年にはその誤った道路中心線の位置に基づき道路判定図を作成し、平成8年には当該道路中心線の位置に基づき道路判定図を通知した行政行為が違法であるなどと主張して、736万円の損害賠償金等の支払を求めたものである。

### 5 請求及び原因

#### (1) 請求内容

被告は、原告に対し、736万円及びこれに対する平成28年12月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### (2) 原告が主張する請求原因の要旨

ア 原告は、本件2項道路に接する土地を有する者であり、平成21年に、当該土地にある自宅を建て替えるため、被告代表者兼処分行政庁に建築確認申請手続の事前協議を求めたところ、被告代表者兼処分行政庁より、本件2項道路に対して建築基準法42条2項に基づく道路指定がなされ、その旨告示しているため本件2項道路の道路中心線より直線距離で2メートル後退した線を道路境界線とみなし、建築制限があるとの指摘を受けた。

イ 原告は、平成25年に本件2項道路の幅員は1.8メートル未満であるため、建築基準法42条2項に基づく道路指定の要件を欠いているとして、当該道路指定処分の不存在的確認を求めて訴えを提起した(以下「前訴」という。)が敗訴した。

ウ 前訴により、平成21年に原告が自宅を建て替える際及び平成8年に訴外区民が自宅を建築する際に被告が本件2項道路の道路中心線として判定した位置は、誤っていたことが明らかとなった。

エ そのため、被告が平成21年にはその誤った道路中心線の位置に基づき道路判定図を作成し、平成8年には当該道路中心線の位置に基づき道路判定図を通知した行政行為が違法であるため、損害賠償金等の支払を求める。

### 6 判決

#### (1) 主文

- ア 原告の請求を棄却する。
- イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

- ア 前訴においては、中野区長が、平成8年当時及び平成21年当時、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と道路中心線を表示したと認め得るような事情も認められず、国家賠償法1条1項にいう違法があったとはいえないなどとして、原告の請求を棄却している。
- イ 本件訴えにおける原告の請求は、前訴における原告の請求と訴訟物が同じであり、当裁判所は、前訴の既判力に反する判断をすることは許されない。そうすると、被告が平成8年及び平成21年に本件道路の道路中心線を道路判定図に記載するなどして公にした行為に国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできない。
- ウ 原告は、前訴は専ら建築基準法施行時に本件道路の道路幅員が1.8メートル以上あったかどうかを議論したものであるなどと主張するが、前訴において、平成8年及び平成21年に本件道路の道路中心線を示す道路判定図を作成した際の中野区長の注意義務違反の有無が争われ、この点に対する裁判所の判断がされているのであるから、原告の上記主張は採用することができない。
- エ よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないからこれを棄却する。

7 控訴の提起

(1) 事件名

損害賠償請求控訴事件（東京高等裁判所 平成29年（ネ）第3343号）

(2) 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区

(3) 控訴の趣旨

- ア 原判決を取り消す。
- イ 被控訴人は控訴人に対し、金736万円及びこれに対する平成28年12月20日から支払済みにいたるまで年5分の割合による金員を支払え。
- ウ 控訴費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- エ 控訴の趣旨イにつき仮執行宣言を求め、  
との判決を求め。

## 【報告案件3】

### 1 事件名

損害賠償等請求事件（東京地方裁判所 平成28年（行ウ）第250号）

### 2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区及び中野区長

### 3 訴訟の経過

平成28年（2016年）6月 9日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成29年（2017年）7月 7日 東京地方裁判所で一部却下、一部棄却判決の言渡し

7月24日 東京高等裁判所に控訴の提起

### 4 事案の概要

本件は、被告中野区長が東京消防庁中野消防署長に対し、中野区の行政財産である土地の一部を中野消防団第五分団の防災資器材格納庫を建設して使用するための敷地として使用許可したところ、原告は、(1)被告中野区長が当該敷地以外の部分で当該防災資器材格納庫の建設工事の施工上必要となる範囲の土地（以下「本件工事用地」という。）について、東京消防庁中野消防署長に対して利用の承認（以下「本件利用承認」という。）をしたと主張して、①被告中野区に対して、本件利用承認は必要な手続が履践されておらず違法であるとし、本件利用承認の取消しを求め、②被告中野区長に対して、中野区長である田中大輔が違法な本件利用承認をしたことにより被告中野区に使用料相当額の損害を与えたとし、田中大輔に対して債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求として31万7,689円余を被告中野区に支払うよう請求することを求めるとともに、(2)被告中野区長に対して予備的に、本件利用承認の事実が認められないとしても、①東京消防庁消防総監であったA及びBは、何らの権限もないのに本件工事用地を工事請負人に指示して利用又は占有させたことにより被告中野区に使用料又は賃貸料相当額の損害を与えたと主張し、A及びBに対しては損害賠償請求として、②東京都は、工事請負人との関係において工事用地の確保のために必要な費用の負担を免れ、使用料又は賃貸料相当額の利得を得ていたと主張し、東京都に対しては不当利得返還請求として、31万7,689円余を被告中野区に支払うよう請求することを求めた住民訴訟である。

### 5 請求及び原因

#### (1) 請求内容

##### ア 被告中野区に対する請求

被告中野区長（処分行政庁）が、東京消防庁中野消防署長に対してした本件利用承認を取り消す。

##### イ 被告中野区長に対する請求

#### (ア) 主位的請求

被告中野区長は、田中大輔に対し、31万7,689円及びこれに対する平

成28年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を被告中野区に支払うよう請求せよ。

(イ) 予備的請求

被告中野区長は、A、B及び東京都に対し、31万7,689円及びこれに対する平成28年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を被告中野区に支払うよう請求せよ。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 本件工事用地に関し、被告中野区長は本件利用承認をしたが、本件利用承認は、実質的には土地の目的外使用許可（地方自治法（以下「法」という。）第238条の4第7項）であるのに、必要な手続が履践されておらず、違法である。

イ 中野区長である田中大輔は、違法な本件利用承認をしたことにより被告中野区に使用料相当額の損害を与えた。

ウ 本件利用承認の事実が認められないとしても、東京消防庁消防総監であったA及びBは、何らの権限もないのに、請負業者に指示をして本件工事用地を不法に占有させており、このことについては用地確保義務を懈怠した上、請負業者による不法占有につき中止等の適切な措置を講じなかったという注意義務違反があり、これにより被告中野区に損害を生じさせたのであるから、本件工事用地の使用料又は賃貸料相当額の損害について、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

また、当該請負業者による不法占有につき、東京都は、工事用地を確保するために必要な費用の負担を免れたのであるから、法律上の原因なき利得があるというべきである。

6 判決

(1) 主文

ア 本件訴えのうち、被告中野区に対する請求に係る部分並びに被告中野区長に対する主位的請求に係る部分及び同被告に対する予備的請求のうち東京都に対し不当利得返還請求をすることを求める請求に係る部分を却下する。

イ 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 被告中野区に対する請求に係る部分及び被告中野区長に対する主位的請求に係る部分について

原告が主張する本件利用承認は財務会計上の行為ということはず、原告が本件利用承認が存在することを前提としてその取消し等を求めて行った監査請求（以

下「本件監査請求」という。)は、住民監査請求の対象となり得ない行為を対象としてされたものであり、これを不適法なものとして却下した中野区監査委員の判断が違法であるということはできないことから、当該部分は適法な監査請求を経ていない。

イ 被告中野区長に対する予備的請求のうち東京都に対し不当利得返還請求をすることを求める請求に係る部分について

原告は、平成28年11月2日にした訴えの変更(以下「本件訴え変更」という。)により東京都を怠る事実の相手方とする不当利得返還請求を追加したが、本件訴え変更後の新請求は、本件訴え変更時を基準として出訴期間を決すべきところ、本件訴え変更は、本件監査請求に係る結果通知を原告が受領した同年5月12日から30日(法第242条の2第2項第1号)を経過した後にされたものであるので、当該部分は出訴期間を経過して提起された不適法な訴えである。

ウ その余の請求(被告中野区長に対する予備的請求のうちA及びBに対し損害賠償請求をすることを求める請求)について

原告が主張する被告中野区のA及びBに対する損害賠償請求は、東京都の公務員個人に対して損害賠償請求をするものであるところ、被害者とされる被告中野区との関係において、東京都が国家賠償法第1条により賠償責任を負うことがあっても、当該公務員が行政機関としての地位においても当該公務員個人としてもその責任を負うものではないと解され、また、仮に工事の施工上必要な用地につき正式に法第238条の4第7項の規定に基づく使用許可がされたとしても、その使用料の免除決定がされる蓋然性は高く、原告が主張するような使用料相当額の損害が発生するものと認めるには足りないことから、A及びBが被告中野区に対して損害賠償責任を負うものと認めることはできず、A及びBに対する損害賠償請求をすることを求める請求は、理由がない。

## 7 控訴の提起

### (1) 事件名

損害賠償等請求控訴事件(東京高等裁判所 平成29年(行コ)第244号)

### (2) 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区及び中野区長

### (3) 控訴の趣旨

ア 原判決を取り消す。

イ 被控訴人中野区長が、東京消防庁中野消防署長に対してした本件利用承認を取り



消す。

ウ 被控訴人中野区長は、田中大輔に対し、31万7,689円及びこれに対する平成28年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を被控訴人中野区に支払うよう請求せよ。

エ 被控訴人中野区長は、A、B及び東京都に対し、31万7,689円及びこれに対する平成28年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を被控訴人中野区に支払うよう請求せよ。

オ 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。